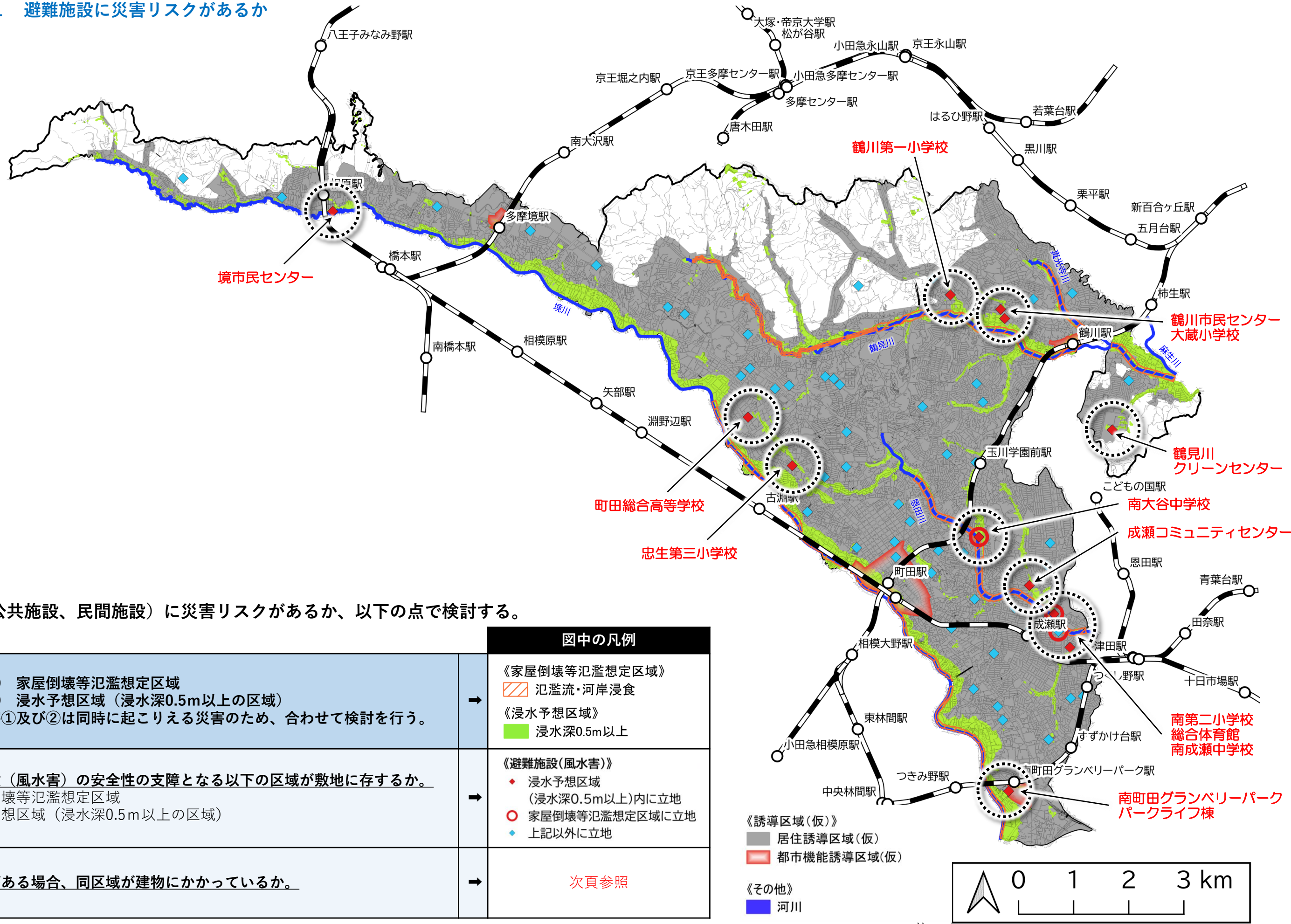


視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設に災害リスクがあるか



・避難施設（公共施設、民間施設）に災害リスクがあるか、以下の点で検討する。

図中の凡例		
【対象】 水害① 家屋倒壊等氾濫想定区域 水害② 浸水予想区域（浸水深0.5m以上の区域） ※水害①及び②は同時に起こりえる災害のため、合わせて検討を行う。	→	《家屋倒壊等氾濫想定区域》 〇 氾濫流・河岸浸食 《浸水予想区域》 ■ 浸水深0.5m以上
(1) 避難施設（風水害）の安全性の支障となる以下の区域が敷地に存するか。 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・ 浸水予想区域（浸水深0.5m以上の区域）	→	《避難施設(風水害)》 ◆ 浸水予想区域 (浸水深0.5m以上)内に立地 ○ 家屋倒壊等氾濫想定区域に立地 ◆ 上記以外に立地
(2) (1) がある場合、同区域が建物にかかっているか。	→	次頁参照

視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設（風水害）の安全性の支障となる区域が（1）敷地、及び（2）建物に存する施設は、図のとおり。

➡ 手順②-2-2 安全性を確保するためのハード・ソフト対策又は予定があるか確認する。



手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

- ・ 堺市民センターについては、駐車場の南側の一部のみが浸水予想区域浸水深0.5m以上となっており、建物部分にはかかっていません。
- ・ また、施設南側以外は当該箇所にかかっていないため、孤立を招く可能性も低いです。



手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

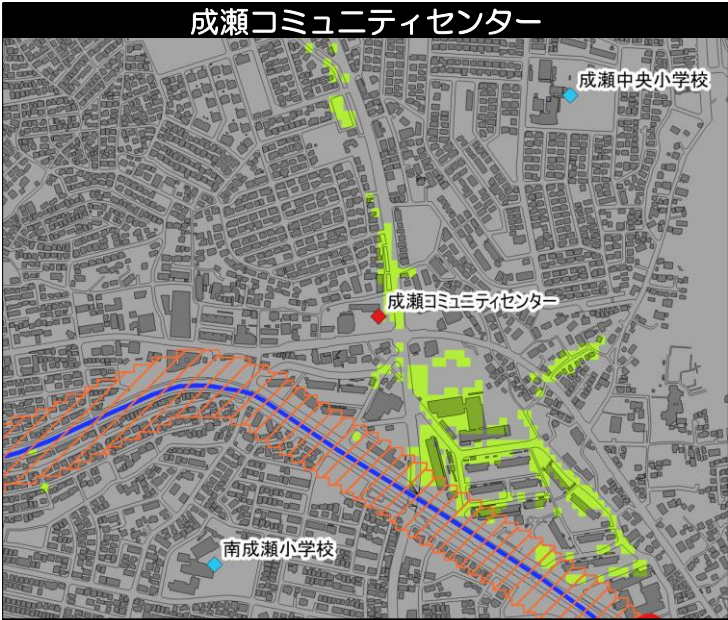
- ・ 町田総合高等学校については、敷地東側の一部のみが浸水予想区域浸水深0.5m以上となっており、建物部分にはかかっていません。
- ・ また、施設東側以外は当該箇所にかかっていないため、孤立を招く可能性も低いです。



手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

- ・ 忠生第三小学校については、敷地東側の一部のみが浸水予想区域浸水深0.5m以上となっており、建物部分にはかかっていません。
- ・ また、施設東側以外は当該箇所にかかっていないため、孤立を招く可能性も低いです。

- 《浸水予想区域》
■ 浸水深0.5m以上
- 《家屋倒壊等氾濫想定区域》
▨ 氾濫流・河岸浸食
- 《避難施設（風水害）》
◆ 浸水予想区域（浸水深0.5m以上）内に立地
○ 家屋倒壊等氾濫想定区域に立地
◆ 上記以外に立地
- 《誘導区域（仮）》
■ 居住誘導区域（仮）
- 《その他》
■ 河川



手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

- ・ 成瀬コミュニティセンターについては、駐車場の一部のみが浸水予想区域浸水深0.5m以上となっており、建物部分にはかかっていません。
- ・ また、施設東側以外は当該箇所にかかっていないため、孤立を招く可能性も低いです。



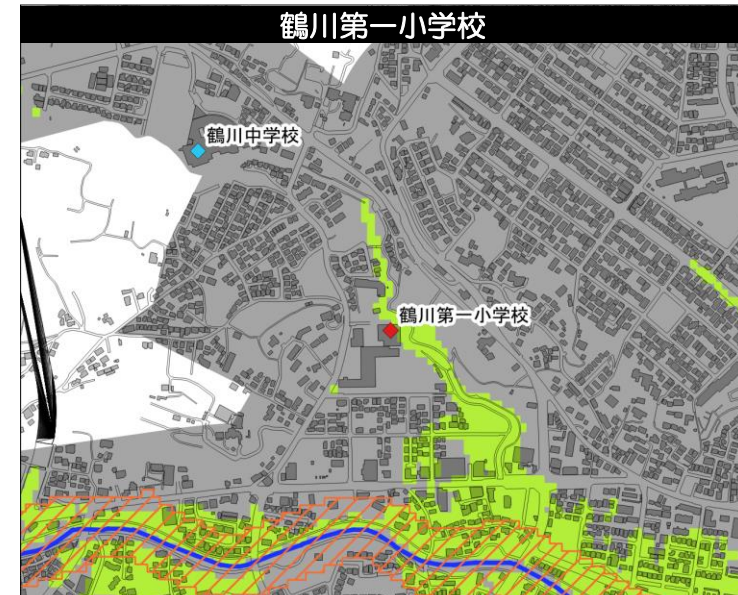
手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

- ・ 南成瀬中学校については、敷地南側の一部のみが浸水予想区域浸水深0.5m以上となっており、建物部分にはかかっていません。
- ・ また、施設南側以外は当該箇所にかかっていないため、孤立を招く可能性も低いです。

視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設（風水害）の安全性の支障となる区域が（1）敷地、及び（2）建物に存する施設は、図のとおり。

→ 手順②-2-2 安全性を確保するためのハード・ソフト対策又は予定があるか確認する。



手順②-2-1
(1) 敷地：区域内 (2) 建物：区域内

敷地・建物の一部が浸水予想区域にかかる

- ・ 鶴川第一小学校については、複数の建物が敷地内にある中で、東側の建物の一部が浸水予想区域浸水深0.5m以上となっています。



手順②-2-1
(1) 敷地：区域内 (2) 建物：区域内

敷地・建物の一部が浸水予想区域にかかる

- ・ 鶴川市民センター・大蔵小学校については、複数の建物が敷地内にある中で、建物の一部が浸水予想区域浸水深0.5m以上となっています。



手順②-2-1
(1) 敷地：区域内 (2) 建物：区域内

敷地・建物の一部が浸水予想区域にかかる

- ・ 鶴見川クリーンセンターについては、複数の建物が敷地内にある中で、各建物の一部が浸水予想区域浸水深0.5m以上となっています。

《浸水予想区域》

■ 浸水深0.5m以上

《家屋倒壊等氾濫想定区域》

▨ 氾濫流・河岸浸食

《避難施設（風水害）》

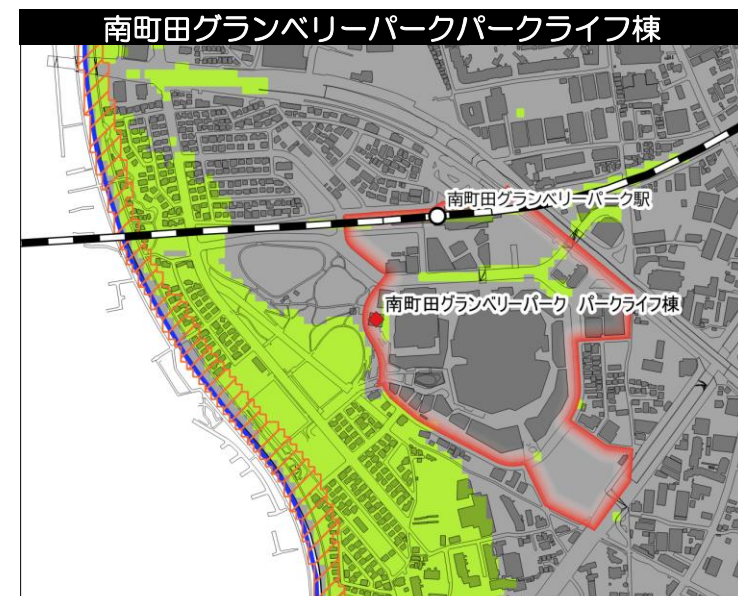
- ◆ 浸水予想区域（浸水深0.5m以上）内に立地
- 家屋倒壊等氾濫想定区域に立地
- ◆ 上記以外に立地

《誘導区域（仮）》

■ 居住誘導区域（仮）

《その他》

■ 河川



手順②-2-1
(1) 敷地：区域内 (2) 建物：区域内

敷地・建物の一部が浸水予想区域にかかる

- ・ 南町田グランベリーパークパークライフ棟は、複数の建物が敷地内にある中で、各建物の一部が浸水予想区域浸水深0.5m以上となっています。



手順②-2-1
(1) 敷地：区域内 (2) 建物：区域内

敷地・建物の一部が浸水予想区域、
家屋倒壊等氾濫想定区域にかかる

- ・ 南大谷小学校については、建物が浸水予想区域浸水深0.5m以上のエリアにかかっていません。
- ・ 一方で、複数の建物が敷地内にある中で、その多くが家屋倒壊等氾濫想定区域にかかっています。



手順②-2-1
(1) 敷地：区域内 (2) 建物：区域内

敷地・建物の一部が、
家屋倒壊等氾濫想定区域にかかる

- ・ 南第二小学校は、北側の建物のごく一部のみの浸水予想区域浸水深0.5m以上となっています。総合体育館は浸水予想区域にかかっていません。
- ・ 一方で、両施設ともに建物の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域にかかっています。

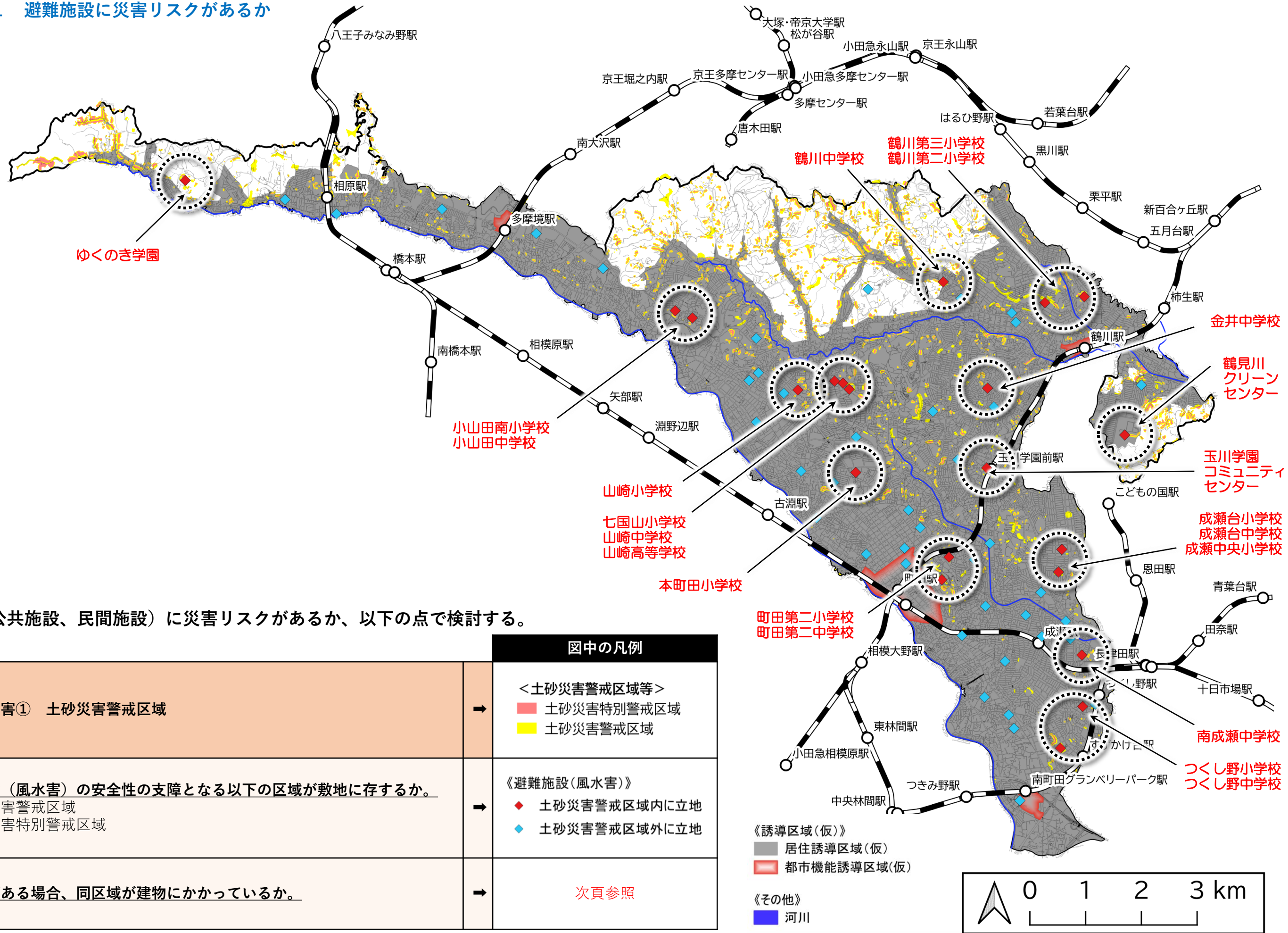
手順②-2-2
(1) 屋内避難：可能

安全性が確保される

- ・ 施設入口、滞在場所、施設入口から滞在までの経路に各リスクがないことを確認の上、避難施設に指定済み。

視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設に災害リスクがあるか

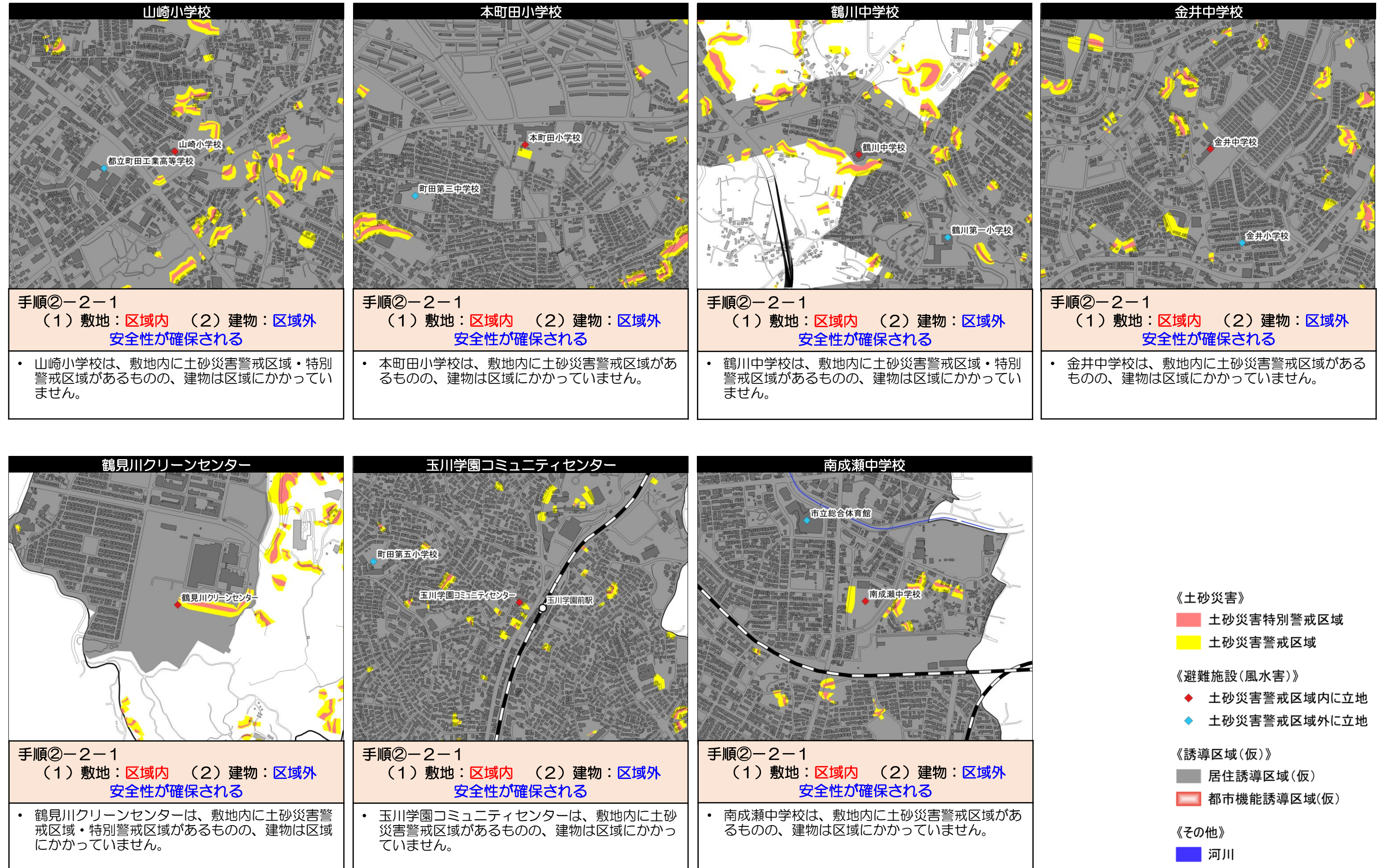


・ 避難施設（公共施設、民間施設）に災害リスクがあるか、以下の点で検討する。

視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設（風水害）の安全性の支障となる区域が（1）敷地、及び（2）建物に存する施設は、図のとおり。

→ 手順②-2-2 安全性を確保するためのハード・ソフト対策又は予定があるか確認する。



視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設（風水害）の安全性の支障となる区域が（1）敷地、及び（2）建物に存する施設は、図のとおり。

➡ 手順②-2-2 安全性を確保するためのハード・ソフト対策又は予定があるか確認する。

小山田中学校



小山田南小学校
小山田中学校

手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

・ 小山田中学校は、敷地内に土砂災害警戒区域・特別警戒区域があるものの、建物は区域にかかっていません。

七国山小学校・山崎高等学校

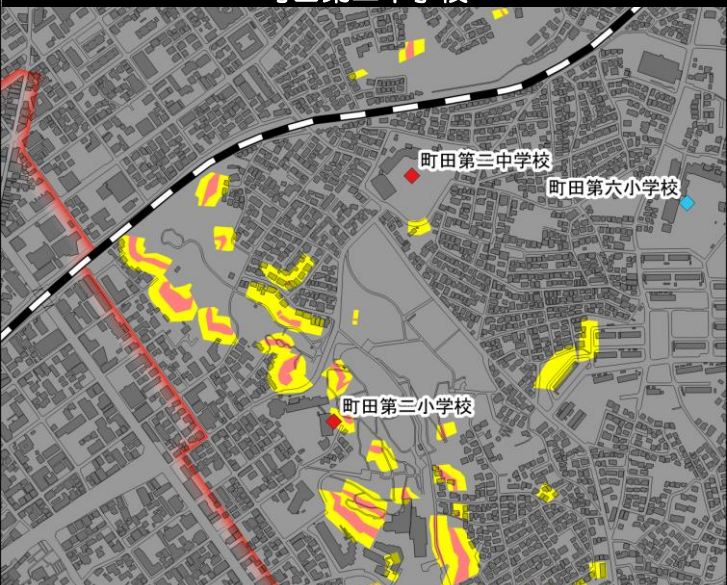


山崎中学校
都立山崎高等学校
七国山小学校

手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

・ 七国山小学校・山崎高等学校は、敷地内に土砂災害警戒区域・特別警戒区域があるものの、建物は区域にかかっていません。

町田第二中学校

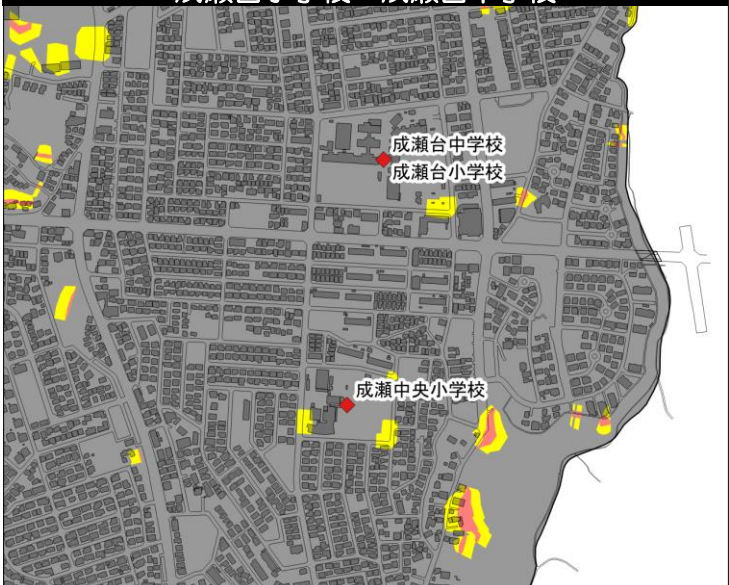


町田第三中学校
町田第六小学校
町田第三小学校

手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

・ 町田第二中学校は、敷地内に土砂災害警戒区域があるものの、建物は区域にかかっていません。

成瀬台小学校・成瀬台中学校



成瀬台中学校
成瀬台小学校
成瀬中央小学校

手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

・ 成瀬台中学校・成瀬台小学校は、敷地内に土砂災害警戒区域があるものの、建物は区域にかかっていません。

つくし野小学校



つくし野小学校
つくし野中学校

手順②-2-1
（1）敷地：区域内 （2）建物：区域外
安全性が確保される

・ つくし野小学校は、敷地内に土砂災害警戒区域・特別警戒区域があるものの、建物は区域にかかっていません。

- 《土砂災害》
- 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
- 《避難施設（風水害）》
- 土砂災害警戒区域内に立地
 - 土砂災害警戒区域外に立地
- 《誘導区域（仮）》
- 居住誘導区域（仮）
 - 都市機能誘導区域（仮）
- 《その他》
- 河川

視点2 避難先が、災害が落ち着くまで安全に過ごせるか

手順②-2-1 避難施設（風水害）の安全性の支障となる区域が（1）敷地、及び（2）建物に存する施設は、図のとおり。

→ 手順②-2-2 安全性を確保するためのハード・ソフト対策又は予定があるか確認する。

